

Ⅲ 研究ノート Ⅲ

国際投資協定と公共サービス - TPP協定を中心に -

山本 勝也

0. はじめに

2016年2月4日（現地時間）、ニュージーランド・オークランドにおいて交渉参加12カ国の閣僚によって環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership: TPP）協定が署名された。本協定は、財貿易のみならず投資やサービス貿易も含めた、より高度な自由化内容を含んだ多国間協定である。同時に、米国とEUによる環大西洋貿易投資パートナーシップ（Transatlantic Trade and Investment Partnership: TTIP）協定や日EU経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）も交渉が進んでおり、これらのメガFTAとも呼ばれる広範な地域を含む自由貿易協定による地域経済統合が、これまでのWTO（世界貿易機関）に基づく自由貿易体制構築の努力とどのような関係となるのか注目を集めている。

こうして、これまでより高度な自由化を含んだ地域経済統合が進む背景としては、多国籍企業による工程間分業・企業内分業の進展や効率的なサプライチェーンの構築が21世紀のこの時代に新たな形の貿易を生み出し、各工程の最適配置の観点から多国籍企業が統一的なビジネスルールを望むようになっていくことが挙げられる。また、WTOにおける多国間交渉が2008年に一旦決裂したのち、その後部分合意しながらも交渉が停滞する中、こうした特定地域や有志国のみにとった自由貿易協定¹⁾によって、いち早くより高度

1) 複数の有志国間での交渉による自由貿易協定をプल्ली協定（plurilateral agreement）という。情報技術協定（ITA）や新サービス貿易協定（TiSA）などがこれにあたる。

な自由貿易ルールを制度化し、これを世界標準として確立したいという先進国側の思惑も見受けられる。

この結果、TPP協定は投資の自由化とその保護促進に関する実体規定を含み、この規定が各国経済に与える影響は、その主権的行為としての政策実行能力の制限にもつながりかねない内容となっている²⁾。尹(2007)も指摘するように、こうした「経済統合の制度化の軸足は、財貿易から投資へ」と既に変化しており、グローバリズムの掛け声のもと、小さな政府への移行と新自由主義的な構造改革とが進められている³⁾。

投資の自由化は、国際投資協定(International Investment Agreement: IIA)として制度化されている。このうち大部分は二国間投資協定(Bilateral Investment Treaty: BIT)であり、2014年末において2926のBITが署名済みである(未発効を含む)。しかし、各年のBIT件数は1996年をピークにそれ以降は減少傾向にあり、代わって「その他の国際投資協定(other IIAs)」が中心となってきている。これは投資だけに限らない幅広い経済連携に関する協定などを指しており、1994年に発効した北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement: NAFTA)に典型的なもので、投資に関する章や条項を含むFTAの締結が二国間あるいは多国間で目指されるようになってきていることを反映している。ちなみに、NAFTAを雛形として、1995年よりOECDにおいて多角的投資協定(Multilateral Agreement on Investment: MAI)が交渉されたが、1998年に頓挫している。このMAIでの交渉内容が反映されているとも言われるTPPやTTIPは、「その他の国際投資協定」に含まれるものである⁴⁾。

こうした国際投資協定にはサービス業に関わる自由化も含められ、公共

2) この点に関して、尹(2007)は経済発展段階の異なる国家間あるいはこれを含んだ形での二国間投資協定や自由貿易協定による投資の自由化が、発展途上国側にとって自国の経済発展のための開発政策の余地を狭め、開発の権利を剥奪されていることを指摘している。

3) 同上、p.164。また、小さな政府に関しては、「弱い政府」を意味するものではないことに注意を要する。

4) UNCTAD (2015), pp.106-107.

サービスについてもその対象となりうる。財政赤字や公的部門の非効率性、民活、住民ニーズの多様化といったことから公共サービスへの民間参入（業務委託など官民連携（Public-Private Partnership: PPP）の導入）が進められているが、日本においても既に指定管理者制度、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative: PFI）など「行政の民間化」と呼ばれる状況は相当程度進んでいる。バリュー・フォー・マネー（Value for Money: VFM）の観点からのPFI事業の政策評価が行なわれるなど、効率的かつ効果的な公共サービスの提供の観点からの政策評価がなされている。

今回のTPP協定による自由化は、この公共サービスにどのような影響を与え、またどのような問題が懸念されるだろうか。質の高い公共サービスを提供し、人々の尊厳や人権を保障しつつ経済成長を追求することがいかにして可能なのか、このための政府の政策能力をいかに確保し維持すべきか、以下、この点について検討を加えてゆくこととする。

1. TPP協定とサービス貿易

これまでのところ、国際的なサービス貿易については、WTOのサービス貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in Services: GATS）が、以下のようにその内容を分類し、定めている。

・サービス貿易の分類（GATSによる分類：4つのモード）

- (1) 国境を越える取引（第1モード）：いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービスの提供
- (2) 海外における消費（第2モード）：いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であって他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの
- (3) 業務上の地点を通じてのサービス提供（第3モード）：いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって、他の加盟国

の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの

- (4) 自然人の移動によるサービス提供（第4モード）：いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって、他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるもの

上記のうち、第1モードはサービスの提供者、消費者それぞれが別々の国に存在し国境を越えてサービスが提供される場合、第2モードは消費者がサービス提供者の国に移動してサービスを受ける場合、第4モードはサービス提供者が海外に人を派遣してサービス提供を行う場合である。これらは、TPP 協定では国境を越えるサービス貿易として第10章にて取り扱われている。これに対して、第3モードはサービス提供者が海外にサービス提供拠点（支店や事務所など）を形成してサービス提供するものであり、典型的には海外支店を通じた金融サービスや海外現地法人が提供する流通サービスなどが挙げられる。この第3モードは、支店開設などの海外直接投資を必要とするので、TPP 協定では10章からは外され、投資に関する第9章にて扱われている。そこで、以下では、まず TPP 協定の投資章について概観することとする。

1-1 TPP協定における投資

TPP の投資章（第9章）は、A 節（実体規定）と B 節（紛争処理条項、いわゆる ISDS 条項）からなっている。その特徴は、内国民待遇と最恵国待遇とがともにネガティブリスト方式で付与されていることである。

内国民待遇は、第9.4条1において「各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える（傍点は引用者）」と規定し、海外投資家に対して自国投資家に与える待遇を確保することを義務付けている⁵⁾。また同条2において、対象となる投資財産に対しても同様の書きぶり

で内国民待遇の付与が義務付けられている。

最恵国待遇は、第9.5条1において「各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に關し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える（傍点は引用者）」と規定されている。対象となる投資財産に対しても同条2において同様に定めている。

ネガティブリスト方式は、全分野において原則自由化を約束するが、各国が自由化対象から除外する（＝留保する）分野を附属書（Annex）にてリストアップする方式であり、ポジティブリスト方式（自由化する分野をリストアップする方式で、これ以外は何も約束しない方式）よりも自由化を推進するものとなっている⁶⁾。

内国民待遇と最恵国待遇における、他の投資家よりも「不利でない（no less favourable）待遇」を付与するという規定に注目しておく必要がある。内国民待遇について考えてみると、「同じ待遇」や「同程度に有利な待遇」を与えるという場合は投資受け入れ国は国内投資家と比べて悪くない待遇を海外投資家に与えることで良い。しかし、「不利でない待遇」という場合、仮にある締約国内で国内投資家に与えられる待遇が、ある国際的に認められる最低水準の待遇を下回るような場合、海外投資家の方がより有利な待遇を与えられる可能性があることが指摘されている⁷⁾。こうした意味において、この規定は海外投資家に対して有利な規定となっている。

次に、取用と補償（投資保護）についてである。第9.8条1において「いず

5) これ以降、TPP協定の邦訳については、TPP対策本部による発表を利用する（首相官邸ウェブサイト http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_yakubun.html より入手可能）。なお、協定英文については、ニュージーランド政府のウェブサイト“Text of the Trans-Pacific Partnership” (<https://www.mfat.govt.nz/en/about-us/who-we-are/treaty-making-process/trans-pacific-partnership-tpp/text-of-the-trans-pacific-partnership>) より全文を入手可能である。

6) なお、GATSにおいては、最恵国待遇でネガティブリスト方式、内国民待遇ではポジティブリスト方式を採用している。

7) UNCTAD (2003), p.108.

れの締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化を実施してはならない（傍点は引用者）」と規定され、次のすべての要件を満たす場合には、この限りではないとされている。a) 公共の目的のためのものであること、b) 差別的なものでないこと、c) 迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること、d) 正当な法の手続きに従って行われるものであること。

ここで注目すべきは、上記傍点部分で規定される「間接収用」であり、これはある規制の新設や強化等の措置によって国内に投資された投資財産を利用できなくなり、実質的に海外投資家による事業継続を不能にすることである。間接収用に関しては、附属書9-B 3 (a) において間接収用を構成するかどうかを決定するにあたっては、(i) 政府の行為の経済的な影響、(ii) 政府の行為が明確な及び投資に基づく合理的な期待を害する程度、(iii) 政府の行為の性質、といった事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するとし、また同 (b) において「公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生、公共の安全及び環境等）を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない」とされている。しかし、ある措置が間接収用に該当するかどうかの判断を明確にする基準は導入されていないとする指摘がある⁸⁾。投資財産が非常に広範に定義されている（投資家が直接または間接に所有し、又は支配している全ての資産であって、投資としての性質を有するもの⁹⁾）ので、ある措置による投資財産の損失が間接収用とされるケースも考えられる¹⁰⁾。

8) TPP テキスト分析チーム (2016), p.32。

9) 具体的には第9.1条で挙げられており、a) 企業、b) 株式、出資その他の形態の企業の持分、c) 債券、社債その他の債務証券及び貸付金、d) 先物、オプションその他の派生商品、e) 完成後引渡し、建設、経営、生産、特許又は利益配分に関する契約その他これらに類する契約、f) 知的財産権、g) 免許、承認、許可及び締約国の法令によって与えられる類似の権利、h) 他の資産及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権、とされる。

10) 第11.2条 2 (a) により、この収用と補償の規定は金融サービスにも適用される。

続いて、B節における紛争処理条項に関してである。従来、投資に関わる紛争は国家間の問題として扱われ、国家対国家による紛争処理が行われたが、NAFTA以降は投資家による国家を相手取った訴えが可能となることが主流になっている。いわゆる ISDS (Investor-State Disputes Settlement) 条項である。この仲裁には投資紛争解決国際センター (International Centre for Settlement of Investment Disputes: ICSID)、その他の仲裁機関が利用される。ここで仲裁廷が開かれるが、訴えを受けた投資受入れ国 (被申立人) が違反とされた措置について附属書 I または II (ネガティブリスト) にリストアップされた除外対象であると抗弁する際には、被申立人の要請があったときには、仲裁廷はこの事案についての TPP 委員会の解釈を要請すると定められている (第9.26条1)。この TPP 委員会は各締約国の政府の代表者 (大臣又は上級職員) からなる (第27.1条)。この委員会によって当該案件がネガティブリスト (附属書) の範囲内であるかどうかの解釈がなされるため (TPP 委員会の意思決定はコンセンサス方式による)、この解釈次第ではネガティブリストに載せたつもりでも、TPP 委員会の判断によってはリストの対象と認められない可能性がある¹¹⁾。

1-2 TPP協定におけるサービス

次に、国境を越えるサービス貿易章 (第10章) について確認する。第10.2条3では、この10章の適用除外が定められており、a) 金融サービス¹²⁾、b) 政府調達、c) 政府の権限の行使として提供されるサービス、d) 締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与 (公的に支援される借款、保証及び保険を含む。) の4点が挙げられている。このうち、c) が公共サービスに相当すると考えられるが、その定義は「商業的な原則に基づかず、かつ、1又は2以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービス」とされている。この定義は GATS や現在交渉が進められている新サービス貿易協

11) TPP テキスト分析チーム (2016)、p.33。

12) 第11章に金融サービスとして別建てされている。

定 (Trade in Services Agreement: TiSA) において利用されているものと同じだが、実際のところ定義として狭すぎるであろう。国際公務労連の特別レポートによれば、公共サービスは中央、地域及び地方レベルの政府によって厳しく規制され、全面的もしくは部分的に資金を提供される混合システムを通じて、国民に提供されている。医療や社会サービス、教育、廃棄物、水及び郵便事業などの公共サービスの財源は、政府と民間が混合する、込み入った、絶えず変化するものになる可能性がある。同一分野内においてさえも、こうしたシステムには、政府と非営利民間団体及び営利民間企業が入り混じって供給し、共存する可能性がある。この供給の態様には各国それぞれのばらつきがあり、政府が適切と思う混合形態で公共サービスを提供し、必要に応じてこれを細かく規制することができる政府の能力を維持する必要がある¹³⁾。人々の要求やニーズの多様化に対応できるよう、公共サービスを柔軟に供給できる能力を政府は確保しておく必要がある。その意味において、本協定での規定は国家の柔軟な政策遂行能力を著しく損なう可能性がある。

最後に、ネガティブリストとしての現在留保 (附属書 I) と将来留保 (附属書 II) に関して検討する。投資章と同様に、この国境を越えるサービス貿易章においても、内国民待遇と最恵国待遇について2つのネガティブリスト (附属書) で留保 (適用除外) されている。この附属書には2種類あり、まず附属書 I は現行法令に基づいた留保、つまり現行の法令のうち、内国民待遇と最恵国待遇に適合しない措置を除外するためのものであり (第10.7条1)、さらに同条1 (c) において、この現行法令について改正は可能であるが、原則として将来的に規制を強化したり自由化水準を低めたりする方向での改正はできないこととされている。これが、いわゆるラチェット条項と言われているものであり、自由化の程度を後退させることができなくなっている。また、附属書 II は現行法令に基づかない留保を行っており (第10.7条2)、ここでは除外したい分野や活動が列挙され、将来的な規制強化も含めた措置が可能となっている。市民団体による TPP 協定分析では、この附属書 I と II

13) シンクレア, カークウッド (2014), p.7.

の内容吟味が必要と指摘されており¹⁴⁾、例えば上水道業や高等教育サービスは、現在留保（附属書 I）とされているが、今後、自由化に逆行する制度改正はできないということになる。

2. 社会的共通資本としての公共サービス¹⁵⁾

さて、ここからは以上のような投資・サービス貿易の自由化の流れの中で、公共サービスをどのように提供していくかという点を検討する。そこで、宇沢弘文の社会的共通資本論を手掛かりにするが、これは経済学の中に公共性を再構築しようという試みといえる。

宇沢によれば、社会的共通資本とは「市場経済制度を内包的に包含する、よりいっそう広範な社会における自然的、文化的、制度的環境を経済学的な枠組みのなかでとらえて、それを市場経済に投影したもの¹⁶⁾」とされる。具体的には、自然環境（大気、水、森林、河川、湖沼、海洋、沿海湿地帯、土壌など）、社会的インフラストラクチャー（道路、交通機関、上下水道、電力・ガスなど）、制度資本（教育、医療、金融、司法制度、行政など）の3類型があげられている。このうち、公共サービスとしては、社会的インフラストラクチャーと制度資本が中心となろう。この社会的共通資本は、広い意味での政府あるいは公共部門の果たしている機能を経済学的に捉えたものとされる。

この社会的共通資本の背景には、「制度主義」の考え方がありと宇沢は言う。制度主義とは、「市民的自由が最大限に保証され、人間的尊厳と職業的倫理が守られ、しかも安定的かつ調和的な経済発展が実現するような理想的な経済制度は、（中略）それぞれの国ないしは地域の持つ倫理的、社会的、文化的、そして自然的な諸条件がお互いに交錯してつくり出される¹⁷⁾」という考え方だという。これは、「社会的価値」の視点を明確に経済学に持ち込

14) TPP テキスト分析チーム (2016), p.45。

15) 本節以降については、山本 (2015) での検討に依拠している。

16) 宇沢 (1992), p.37。

17) 宇沢 (2000), p.20。

むものと言える。こうした社会経済制度は、経済発展の段階や社会意識の変革に応じて変化する。この思想は、生産と労働の下部構造が倫理的、社会的、文化的条件という上部構造を規定するというマルクス主義的な思考の枠組みを超えるとともに、倫理的、社会的、文化的、自然的諸条件から独立したものとして最適な経済制度を求めようとする新古典派経済学の立場もまた否定する。

こうした社会的共通資本の管理、運営について、宇沢は fiduciary (フィデュシアリー：受託・信託) の原則に従うべきだという。社会的共通資本は、人々の基本的権利の充足に際して、重要な役割を果たすものであるから、これを運営・管理する機構は「あくまでも独立で、自立的な立場に立って、専門的知見にもとづき、職業的規律にしたがって行動し、市民に対して直接的に管理責任を負うものでなければならない¹⁸⁾」のである。そして、政府の経済的機能は、すべての国民が、その所得、居住地などの如何にかかわらず、市民の基本的権利を充足できるようになっているかどうかを監視するものでなければならない。

こうした宇沢の社会的共通資本論は、新古典派経済理論への批判から生まれている。批判の矛先は、「理論前提の非現実性、政策的性向の反社会性であり、市場機構の果たす役割に対して、その正当性を前提とし、強調する理論的性格¹⁹⁾」といった点に向けられている。貿易理論においても、貿易の利益の存在はこうした前提のもとで主張されるが、それは一つの可能的状態であり、普遍的現実ではないことは確認しておく必要があろう²⁰⁾。

宇沢の問題意識は「より人間的な、より住みやすい社会を作るためにどうしたらよいか、という問題を経済学の原点に返って考え²¹⁾」という点にある。社会的共通資本は市場活動ひいては社会活動の円滑な進展、発展のための機能を持ち、そのためにこの社会的共通資本を信託されたものが、その信

18) 同上, p.23。

19) 同上, p.42。

20) 宇沢の TPP 批判ないしは新古典派経済学批判については、山川 (2015), pp.197-198。

21) 宇沢 (2000), p.43。

託の趣旨に従っているかどうかをチェックしながら、これを社会的に管理することに政府の重要な機能を見ている。

ここで、公共サービスと社会的共通資本の関連を確認しておこう。公共サービスは人々の尊厳や基本的権利を保持し、その生活を安全・安心なものとするための基本的な社会の構成物なのであり、社会的共通資本を構成する重要な部分であることは明白である。したがって、これを一定の責任を持った主体が上記の社会的価値の実現のために運営していくことが重要であり、政府の経済的機能としてこれを監視していく能力の重要性は言うまでもない。さらに、経済発展の過程において貧困者や社会的弱者に対してこうしたサービスを的確に届け、市場経済を含めた経済社会をうまく機能させるための政府による裁量的政策の有効性は開発経済学において明らかにされてきたところでもある。

しかし、近年の世界経済の動向は、グローバリズムの名の下に、この政府の能力に制限をかけることにもなりかねない形での経済統合協定の交渉・締結が進んでいる。社会的共通資本なり公共サービスは必ずしも政府によって供給されねばならないわけではあるまい。その管理・運営には民間の手を借りることが必要な場合もある。かといって、公的な監視の目は放棄されるべきではなく、そのための政策遂行能力は確保されねばならない。投資・サービス貿易の自由化には、こうした危険性が孕んでいるといえる。

3. 公共サービスの必要性 —社会統合の役割—

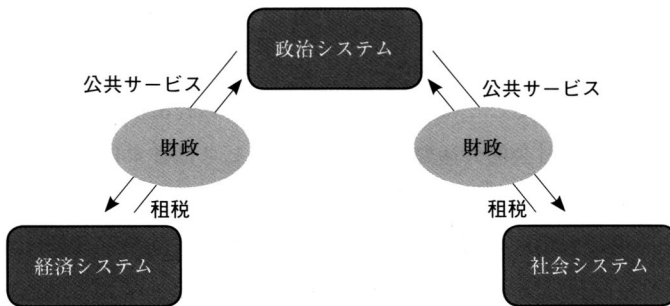
最後に、社会全体を「トータル・システム」として見る立場について検討しておきたい²²⁾。神野・小西(2014)によれば、トータル・システムとしての社会全体は、政治システム、経済システム、社会システムのサブシステムからなる。政治システムは、被支配・支配の人間関係、強制力をもって社会を統合する。経済システムは、生産と分配を担う、市場メカニズム、交換の仕組みである。社会システムは、人間生活の「場」、家族・コミュニティの

22) 神野・小西(2014), pp.20-21。

共同体原理, 互酬・再分配といった原理による。

財政は、これら3つのシステムをつなぎ、結び付ける役割をもつと考えられる。まず政治システムは、財政を通じて、経済システムの機能する前提である所有権を設定し、それを保障するための公共サービスを提供する。その対価として強制的に租税を徴収する。また同時に、政治システムは、財政を通じて、社会システムに対して、社会システムの中で営まれる生活活動を保障する社会サービスを提供する。これによって、政治システムは、社会システムから政治システムに対する忠誠を獲得して、社会全体を統合するといえる。

図 トータル・システムとしての社会全体



出所：神野・小西 (2014), p.20より

市場経済を通じて供給される財・サービスは、人々のニーズに応じて配分されるわけではなく、個々人の購買力に応じて供給・配分されていく。その結果、ニーズという視点からは供給が不十分になる可能性がある。しかし、この公共サービスの供給がうまくいかない場合には、政治システムや経済システムへの不満が生まれ、社会統合や社会の安全を損なう。つまり、公共サービスの「公共性」は、社会統合の役割を持つ。さらに「だれにも開かれた」公共サービスに対して、サービスの受給者は様々な要求を主張することで、人々は自ら望ましいと考える社会を形成する活動を営み、社会に参画で

きる。公共サービスを供給する際に、市民や地域社会との協働という方向性は必須のものとなっているが、こうした社会統合の観点からも、この意義を確認しておく必要がある。

4. おわりに -バリュー・フォー・マネー (VFM) の陥穽-

最初にも述べたように、VFMはPFI事業の政策評価に用いられる概念であるが、真淵(2013)はVFMの以下のような問題点を指摘している。それは、バリュー・フォー・マネー(VFM) = 金額に見合う価値ということであり、VFMは、お金 = 税金に見合う行政サービスを提供することを意味する。これは(民間企業と顧客の関係になぞらえて)供給側の義務と需要側の権利を強調するものであり、自己利益を最大化する個人を前提し、自由主義的性格を持つものといえよう。

しかし、そのようになぞらえるならば、「サービスに見合う代金を支払う」という側面も必要なはずだと真淵は指摘する。つまり、この発想の背後では、「マネー・フォー・バリュー = 価値に見合う支払いを求める」ことも、暗に前提されているはずである。ただし、この発想は福祉国家を否定しかねない。サービスからの受益に対する対価を求める姿勢は応益原則とは異なり、生活保護などの重要な社会保障政策を否定し、応益原則を徹底することにつながる危険性を持つからである。

以上の真淵の指摘にはもっともなところがある。公共サービスが非効率で良い理由はない。支払った金額に対して最大の効果(サービスの提供)をあげることでサービス提供の効率性を上げていくことは間違っていない。しかし、公共サービスに関する社会全体の負担を考えると、負担と受益の衡平に注目しすぎるのは、社会的な費用負担に関する意識を希薄化させはしないだろうか。負担に受益が見合わないもの、あるいは受益のないことには支払わないとなれば、支払い能力のある人間が必要とするものが供給されるサービスの基準として広まっていくことになり、そうではない社会的弱者の視点は端へ追いやられるだろう。所得再分配の面からも、こうした事態は社

会内部での格差拡大を助長することにつながりはしないか。

この指摘も、先に見てきた宇沢の社会的共通資本論と同じ方向を指しているといえよう。公共サービスという社会的共通資本をどのように人々に供給するかということには、それが人々の尊厳や人権に直結する問題であるからこそ、特に慎重な検討が求められているのであり、さらに広く議論をしていく必要がある。本稿はまだまだ不十分な検討にしか過ぎないが、残された問題点は今後の課題としたい。

参考文献・資料

1. 神野直彦, 小西砂千夫『日本の地方財政』, 有斐閣, 2014年。
2. 真淵勝, 「新公共経営と『新しい公共』」, 『書齋の窓』, 628号, 有斐閣, 2013年10月, pp.21-25。
3. 内閣官房「TPP 政府対策本部」, <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/>, 最終アクセス: 2016年2月14日。
4. スコット・シンクレア, アドリアン・メルティン・カークウッド「PSI 特別レポート: 新サービス貿易協定と企業アジェンダ TISA と公共サービス」, Public Services international (PSI: 国際公務労連), 2014年, PSI ホームページ, http://www.world-psi.org/sites/default/files/documents/research/jp_tisaresearchpaper_hqp_internal.pdf, 最終アクセス: 2016年2月12日。
5. TPP テキスト分析チーム, 「TPP 協定の全体像と問題点 - 市民団体による分析報告 - Ver.3」, http://www.parc-jp.org/teigen/2016/TPPtextanalysis_ver.3.pdf, 2016年3月16日, 最終アクセス: 2016年3月20日。
6. UNCTAD, *World Investment Report 2003, FDI policies for development: National and International perspectives*, United Nations Publication, http://unctad.org/en/Docs/wir2003_en.pdf, 最終アクセス: 2016年3月14日。
7. UNCTAD, *World Investment Report 2015: Reforming International Investment Governance*, United Nations Publication, <http://unctad.org/en/pages/PublicationWeb>

flyer.aspx?publicationid=1245, 最終アクセス：2016年3月14日。

8. 宇沢弘文「社会的共通資本とは何か」, 宇沢弘文・高木郁朗編『市場・公共・人間－社会的共通資本の政治経済学』, 第一書林, 1992年, pp.18-44, 所収。
9. 宇沢弘文, 『社会的共通資本』, 岩波書店 (岩波新書), 2000年。
10. 山川俊和, 「社会的共通資本がある世界と国際経済－宇沢弘文の TPP 批判を中心に」『現代思想 3 月臨時増刊号』 第43巻第4号, 2015年, pp.196-203。
11. 山本勝也, 「社会における公共性－公共サービス民営化をその機能面から再考する－」『同志社商学』 第66巻第6号, 2015年, pp.211-227。
12. 尹春志, 「国際投資協定と縮小する開発政策空間－NAFTA モデルとその波及」, 『山口経済学雑誌』, 第55巻第6号, 2007年3月, pp.163-189。